

初見史料は次のとおりである。

- ・ 持統天皇十年 (六九六) 肥後国
- ・ 文武天皇二年 (六九八) 筑前国・豊後国・日向国
- ・ 大宝二年 (七〇二) 豊前国・薩摩国
- ・ 慶雲四年 (七〇七) 筑後国
- ・ 和銅六年 (七一三) 大隅国
- ・ 天平十二年 (七四〇) 肥前国

国が分轄された背景には、六年ごとに巡ってくる造籍年ぞうせきねんがあり、それがちょうど六九六年になるので、その前年の持統天皇九年(六九五)に分轄し、六年後に薩摩国を日向国から、その六年後に、日向国から大隅国が成立したのである。『続日本紀』慶雲三年(七〇六)七月の条に「九国三嶋」とあるが、これは追書であり、壹岐・多嶺・対馬の三島を加えて九国三嶋となるのは和銅六年以降のことである。ここで注意しなければならぬのは、

- ・ 天智三年「対馬国、壹岐国、筑紫国等に防人さきもりと烽とぶひを置く」
- ・ 天智六年「対馬国の金田城を築く」

等の記載である。白村江の戦い以後、緊迫したアジア情勢の中で、その戦いの最先端の島国となった対馬国と壹岐国等は、早い段階で一国の扱いを受けていたと考えられる。そうして、天長元年(八二四)に多嶺島司が辞めさせられて大隅国に従属されるまでの一一〇年間、九州は九国三嶋であったのである。以

後九州は九国二島となる。ちなみに、豊前国の初見は大宝二年(七〇二)であり、養老令の国四等官によれば「上国」に位置付けられた。

豊前国内の郡・郷の構成を『延喜式』と『和名類聚鈔』から見ると次のようになる。

郡名	郷	名	現在の市町村
企救	長野・蒲生		北九州市
田河	香春・雉治・位登・城田		田川郡・田川市
京都	諫山・本山・刈田・高来		京都郡・行橋市
仲津	砦見・霧見・城井・狭度・高屋中巨・仲津・高家		
築城	綾幡・桑田・檜木・大野		築上郡・豊前市
上毛	山田・炊江・多布・上身		
下毛	山國・大家・麻生・野仲・諫山穴石・小楠		下毛郡・中津市
宇佐	野麻・酒井・葛原・封戸・向野廣山・垣田・高家・深見・辛島		宇佐郡・宇佐市

三 大宰府と豊前国府

1 大宰府以前

筑紫大宰

宣化天皇元年(五三六)に、任那情勢の危機をふまえ、筑紫国は

退くとほ邇くちか、朝あすでまう届いたる所、去来ゆききの関門せきもんにする所なり

として、河内国、尾張国、伊勢国、伊賀国の各屯倉の穀を、筑紫国の那津なのつに官家みやけを造って、筑・肥・豊の三か国の屯倉を集積

し、非常に備えさせたと伝えられている。すなわち、このときに「那津の口（ほとり）に官家」が存在し、政府としての機能を果たしていたように思える。そして、推古天皇十七年四月、百濟僧道欣などが肥後国葦北津（あしきた）（熊本県芦北郡付近）に來たことを筑紫大宰が報告したと書記は伝えている。それが「筑紫大宰」の初見記事である。

筑紫大宰の仕事は、大きく捉えれば、大陸の使人等が筑紫に到着した時の接待の役割を果たすことであつた。皇極二年（六四三）四月には百濟国主、同年六月には高句麗大使の來訪を受け、その接待を行っている。更に、大化五年（六四九）は筑紫大宰帥に蘇我日向が任ぜられ、白雉五年（六五四）に孝徳天皇不予のために般若寺を建立したとある。現在の筑紫野市武藏寺が蘇我日向の「無邪志」に因縁があるのではないかと考えられ、更に、太宰府市京町に存在する般若寺がそれに想定されていた。しかしながら、般若寺の発掘調査結果からは、七世紀にまで遡る資料を得ることができず、八世紀前半代の寺院と推定され、考古学の面からは否定的な見解が出されている。

近年になり小郡市に上岩田遺跡が発見された。この遺跡は大和山田寺式垂木先瓦や鬼板を出土し、建物跡が発見されていることから、持統三年（六八九）六月条に見える「筑紫小郡」（せきぐさ）である可能性があり、外交用の庁舎が設けられ、饗応があつたものと推定されている。つまり、推古朝の外交施策の一環とし

て、機構・施設等が整備され、それに筑紫大宰が関与したであろうと推察される。この他に、筑紫大宰の記事は天武天皇元年（六七二）六月条に筑紫大宰栗隈王（くろくまおう）の名が見える。

そこで天武天皇四年（六七五）に「筑紫総領」という名が見えるが、一般の総領は大宰と同質の官職であり、性格的には広域地方の行政官とでも言い、畿内から筑紫に至る瀬戸内海の動脈の掌握を目的とした組織であつた。総領が置かれたのは筑紫・吉備・周防・伊予などで、文武天皇元年（六九七）には吉備大宰の名を「吉備総領」に改めている。大宝令では筑紫国を除く三か国は総領が廃止され、筑紫国のみが残り、「大宰府」へと繋がっていくのである。

2 大宰府の構造

大宰府の都城制

淨御原令の制定に伴って、いわゆる大宰府制が施行され、筑紫総領は対外の饗応や西海道の諸事項にあつた。そして、大宝元年（七〇一）の大宝律令の制定によって我が国の律令体制は確立したが、地方行政は国司制を基本としたため、大宰府制は廃止された。筑紫以外の行政機構は国司制に依存された。したがって筑紫国における行政整備は、二重構造的な支配体制が組まれたのである。つまり、筑紫大宰には内・外交関係の任務はもちろん、国家レベルの軍事的側面が課せられたため、一国司ではその役割は担うことはできなかつた。大宰府が存続した理由の一つに、この軍事

面をあげることができる。大宰帥が地方官として、従三位相当官に任ぜられているのは異例のことであって、国もそれだけ大宰府を重要視していたことが解される。

さて、大宰府の都城を総体的に見ると、大宰府政庁は水城や大野城・基肄城などの諸施設と山々に囲まれた自然要塞を感じさせる。危機となった白村江敗戦後の国防体制整備として水城・大野城・基肄城が築城されたが、攻防を展開する戦闘拠点としてのイメージは感じさせられず、むしろ大野城・基肄城に見る多数の倉庫群は、内政防備のための建物ではないかと思われる。ただし、水城・小水城は対新羅・唐連合軍を意識した防塁であり、当時の歩兵集団を考えれば、幅六〇以上の外堀と水城本体四以上の高さは防御戦略として十分な施設であつたろう。

大宰府政庁を中心とする街は、藤原京や平城京と同じく条坊制がしかれていた。文書では二三条、一二坊まで認められ、東部を左郭、西部を右郭と呼び、政庁南門から南に延びる道路を朱雀大路、郭の端を区切る道路を京極大路と呼ぶと文書は伝えられている。この条坊に関して鏡山猛は二条を加えて、南北二四條、東西二四坊の正方形の都制を復元している。更に最近の発掘調査の成果から道路や溝等が検出され、鏡山条坊復元を基本に更なる条坊が明らかにされつつある。

この中核地点の政庁城を防備し、自然地形を利用した施設・防衛ラインは「羅城」であるという想定がされるようになって

た。更に、前田良一は『風水防護都市―大宰府』で、大宰府は風水あるいは宗教的防衛という観点から形成されている理想の地形であるという見解を出している。また、平城京は四神（四禽）相應の思想を都城建設に用いられたことは有名であり、安倍晴明の『籬篋内伝』には

東に流水あるを青龍せいりゅうといい、南に沢畔あるを朱雀しゅくかくといい、西に大道あるを白虎びやくこといい、北に高山あるを玄武げんぶという。これらが備わった地が四神ししん相應さうおうの地で、大吉の地である。と述べられている。

大宰府官人構成

天武天皇六年（六七七）筑紫大宰が赤鳥を献じたので、大宰府諸司の人に禄を賜うとあり、また、持統天皇五年（六九二）には、「…（略）筑紫大宰府典を拜してより以来今に二九年」の記載事実から、大宰府の発足は天武天皇初期にはかなり充実にいたと見る向きもある。二十九年を遡ると天智天皇三年にあたり、倭が百濟救援に失敗し国内防衛に対処していた時期である。

大宰府の官人構成を養老令（職員令）に求めてみよう。

大宰府官人の定員と職種

官職名	位	職	種
主神一人	正七位	諸々の祭祠を職とする	
帥一人	従三位	総ての官職を掌る	
大式一人	正五位上	帥に同じ	

こうした大宰府官人は時が経つにつれ増加していった。職員

少式二人	從五位下	大式に同じ
大監二人	正六位下	府内を糺判し、文案を審署、稽失を勾え、非違を察する事を掌る
少監二人	從六位上	大監に同じ
大典二人	正七位上	事を受けて上抄し、文案を勘署し、稽失を検出し、公文を読み申すこと
少典二人	正八位上	大典に同じ
大判事一人	從六位下	犯状を案覆し、刑名を断定し、諸々の争訟を判ること
少判事一人	正七位上	大判事に同じ
大令史一人	大初位上	判分を抄写する
少令史一人	大初位下	大令史に同じ
大工一人	正七位上	城隍・舟楫・戎器・諸管作事
少工二人	正八位上	大工に同じ
博士一人	從七位下	経業を教授し、学生を課試する
陰陽師一人	正八位上	占筮し、地を相する
医師二人	正八位上	診候し、病を療する
算師一人	正八位上	物の数を勘え計る
防人正一人 佑一人	七位上 正八位上	人の名帳、戎具、教閱及び食料田のこと 正に同じ
令史一人	大初位下	
主船一人	正八位上	船楫を修理すること
主厨一人	正八位上	醢・醢・壘・菹・醬の豉・鮭等のこと
史生二十人	正八位上	

No.	施設名	職務内容
一	府庁	大宰府管内の政務を行う所
二	学校院	学業を教授する明経博士一人と音博士・明法博士・医師・算師など管内六国で二百余人の学生がいた
三	兵馬所	兵馬二〇疋が置かれ、飼丁・草丁がその世話をした
四	蕃客所	蕃客の饗宴を行う所、鴻臚館を指す
五	主厨司	蕃客饗応の馳走や供御・御贄の調整
六	主船司	舟の新造や修理を行う
七	匠司	仕丁一人をあて、諸管作をする
八	修理器仗所	武器の新造及び修理。仕丁一人
九	薬司	仕丁一人をあて、薬材等を整える。大宰府の医師二人で九州諸国の医生も教授
十	貢上染物所	管内から集めた調物を染色し貢上す
十一	作紙所	貢上染物所と同じで守衛選士があてられた
十二	蔵司	管内の調庸物を収納する司
十三	税司	庸米・税米を収納する司。収納税庫あり
十四	大帳所	課口不課口の数を記した帳簿保管所
十五	公文所	大宰府文書保管所

令では五〇人を出ないくらいに記されているが、郡司クラスの地方豪族府兵・選士・雑戸等その数を数えれば一〇〇〇人以上に及んだものといわれる。

これらの官人は次のような役所で働いていた。現在は政庁・蔵司・学校院が遺構として知られ、他の建物等は発見されていないものの、性格は今のところ定かでないため、遺物等の精査により明らかにしていく必要がある。

十六	防人司	辺防を分掌する所
十七	警固所	外敵侵入を警固する所
十八	大野城司	大野城建物の警備

3 大宰府史跡の発掘

大宰府政庁跡 神護景雲三年（七六九）十月十日、大宰府は中央に対して、

此の府は人と物とがにぎやかな所で、涉猟したくても、その方法がないので、列代諸史を給わつて管内で伝習させ、学業を興すようにしたい。

と、大宰府の奉言はその繁栄ぶりを詠っている。政庁跡は朝賀の儀式や外国使節の応対などを行う場所、建物配置は中国都城の朝堂院を縮小化した形態をとっている。政庁跡を記した資料は、文政三年（二八二〇）「観世音寺村之内旧跡礎現改之図」があり、礎石二〇一個が描かれ、これらを基に鏡山猛は政庁建物及び条坊を復元し、現在の発掘調査の基本にされている。

発掘調査は昭和四十三年十一月に開始され、都合七回にわたる調査で明らかになったことは、大きく二回建て替えられ、検出遺構を三次期に整理できたことである。南門は正面五間、奥行き二間の重層で、東西に築地塀が取り付き、中門は正面三間、奥行き二間の単層で、東西から回廊が延び正殿に結ばれる配置をとる。正殿は正面七間、奥行四間の四面廂建物である。回廊内には東西二棟ずつの四間七間の脇殿が配される、いわゆる朝堂院建物配置である。また正殿後方は築地塀が延び、中央

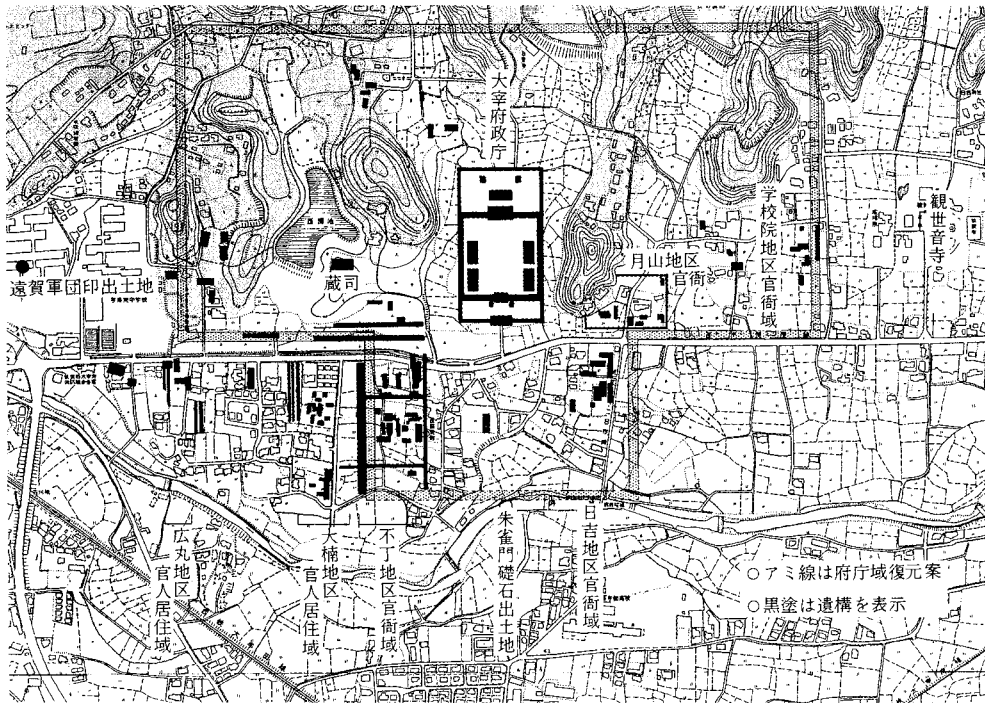


図3—24 大宰府政庁跡付近遺構配置図

北門へ接続する。正殿後方には後殿がひかえている。

I期とする遺構は掘立柱建物で、二棟及び柵列等が検出されており、時期は七世紀後半代が考えられる。また、II期は南門中門の鎮壇具及び出土瓦等から八世紀初頭ごろ、それを和銅年間もやや下った時期に、礎石を使用した祠堂院形式の建物が造営されたと考えられる。III期は南門・中門の焼土層序と出土瓦から天慶四年（九四一）の藤原純友の乱後に、II期と同じような形式の建物が再建されていることなどが明らかになっていく。時期は十世紀後半代が与えられる。

学校院跡

養老職員令では、博士・医師等を中心に学問の充実が図られた。豊前国関係の記載は、弘仁十二年（八二二）に対馬の史生を停めて、代わりに博士を置いたことが『墨聚三代格』に記されている。この後、府下に学習する者は「筑前・筑後・豊前・豊後・肥前・肥後」の六国の優秀な学生二百余人が学んでいた。

現在は学院と呼称されているが、この呼び名は鎌倉時代以降のなまりである。検出されている主な遺構は、ほぼ中央に掘立柱建物跡約一一棟あり、礎石建物は発見されていない。中央の四間×七間の東西棟建物は、学校院の中で最も大きい中枢的建物である。また、治安元年（一〇二二）に始まる学校院と観世音寺の土地争いの遺構「南北溝」三条が発見されている。今後の調査に期待される。

筑紫観世音寺 和銅二年（七〇九）二月一日条に

筑紫観世音寺、淡海大津宮御宇天皇奉為後岡本宮御宇天皇誓願所其也

と記してあるように、朝倉橋広庭宮で逝去された斉明天皇の追善を申うため、天智天皇が発願したのが観世音寺である。この寺院はもう一つの性格を持っており、「府之大寺」と呼ばれる如く、大宰府の庇護のもと壮大な七堂伽藍を呈し、南都の諸寺と同格に処遇されその威厳さを誇っていた。しかし諸般の事情により寺院完成まではかなりの歳月を要したようで、天平十八年（七四六）落慶法要を行っている。その後、天平宝字五年（七六一）に下野薬師寺とともに戒壇院が設置され、名実共に寺格を誇った寺と位置付けられた。

資料としては、延喜五年（九〇五）に作成された「観世音寺資財帳」が残っており、各堂宇等の建物規模や歴史的事実等と発掘調査との比較研究が進んでいる。東に塔、西に東面する金堂を配し、中門から巡る回廊は講堂に結ばれ、伽藍配置はいわゆる「観世音寺式伽藍配置」である。

塔跡は資財帳に「瓦葺き五重塔 戸四具」とあるが規模等は記されていない。塔心礎は径二・三呎前後の大きさで、柱刳込径〇・九呎、深さ〇・二呎である。基壇は削除されて残っていないが、かろうじて基壇根石が発見され、それから復元すると一辺一五呎（五〇尺）、高さ一・八呎の基壇に復元可能である。

金堂は資財帳に「瓦葺二層 長五丈四尺 広三丈四尺五寸」とあり、金銅阿弥陀如来座像が安置されていた。調査でⅠⅤ期の基壇が検出され、Ⅰ期は創建当初の基壇で東西一七・八五メートル、南北二三・七五メートルの瓦積基壇と判明。時期は八世紀前半ごろと考えられている。Ⅱ期は乱石積基壇で平安時代前期、Ⅲ期は石垣積基壇で、康治二年（一一四三）の焼失後に再建された基壇であろう。Ⅳ期以降は現在残る基壇である。

講堂は、資材帳に貞観三年（八六一）小破。康平七年（一〇六四）焼亡。寛永七年（一六三〇）暴風転倒の記載がある。従来、創建期の礎石として疑いもなかった礎石は、平成十五年の調査で、平安時代初頭ごろに移動され、大幅に改築していることが判明した。したがって、現存建物を含めてⅠⅤ期にわたって基壇が改築されていることが分かった。Ⅰ期は創建期と考えられ、身舎四間・側柱七間の四面廂建物で、金堂と同様瓦積基壇と想定される。金堂と同じころかもしくはそれより若干下の時期の八世紀中ごろの建立と推定。Ⅱ期は乱石積基壇で、東西三四・八メートル×南北二〇・四六メートル、高さ約一・三〇メートルの基壇が復元可能である。時期は九世紀後半ごろである。Ⅲ期は石垣積基壇に改築され、正面のみ治暦元年から十七世紀前半ごろにかけて、孫廂まごびしを設け三回の改築を行っている。

大房は二回の建替えがあり、資財帳には「長三四丈二尺 広三丈五尺五寸」とあり、正確な数値でないが調査結果とほぼ合

致することが知られている。

これら栄華を誇った主要堂宇も康平七年（一〇六四）、康治二年（一一四三）のたび重なる火災により、塔・金堂・講堂・回廊等は焼失し、ついに塔は再建されなかった。そして、律令制の衰退とともに大宰府の権威も衰退し、十二世紀末には観世音寺も東大寺の末寺となっていくのである。

水城と大野城

我が国で大宰府に設置された防衛都城形態は、四神相応の地を活用した羅城を形成し、他のアジア諸国に対し戦略的な構図をとった。

水城は『日本書紀』天智三年（六六四）に

是歳対馬嶋、杵岐嶋、筑紫国等の防人まもりと烽うねびとを置く。また筑紫に大堤を築きて、水を貯えしむ。名づけて水城と曰ふ。

とあつて、筑紫平野の最も狭まった所に構築されている。現在発掘調査が進行中であり、その規模・構造は全長一・二メートル、底部幅八〇メートル、高さ一三メートルで、敷粗朶しそそだを伴った版築で構築されていることが明らかになりつつある。城門は東・西二か所あり、西門の発掘調査で二回の建替えが分かっている。水城本体の内側（太宰府市側）と外側（大野城市側）には水を貯えた濠が確認されており、外濠は幅六〇メートル、深さ約四メートルと推定されているが、再確認の必要がある。つまり御笠川に発見されている自然石を積み上げた、いわゆる洗堰との関係が示唆されよう。

また、水城本体と直交して木樋が四か所発見されている。木樋

床面は僅かに内側から外側に傾斜し、水を外へ流していたことは事実であるが、取水口と内濠の関係が未だ明確にされていない。

水城大堤の作業工程が現在の作業力で復元されている。それによると、算出方法は種々であるが、一日の作業時間が平均一時間で、一年間の作業日数は三一九日となり、一人当たりの延べ作業時間を算出すると三五二九時間となる。現在政府が目標としている年間労働時間一八〇〇時間の二倍の労働時間である。また、一・二（一）の水城を三一九日で構築するためには総勢約三五〇〇人いるそうである。

大野城は『日本書紀』天智四年（六六五）に

達率答・春初を遣わして、城を長門国に築かしむ。達率憶礼福瑠と達率四比福夫を筑紫国に遣わして、大野及び椽の二城を築かしむ。

とあって、佐賀県基肄城と共に百済の技術者指導によって築城された。大野城は標高四一〇（一）の馬蹄形をした山で、尾根に沿って「土塁」が巡らされている。土塁は人の手によって積み上げられた版築法を用い、基底幅一一・四（一）、高さ約三・七（一）である。また土塁は北と南側を二重に巡らしており、総延長六・五（一）に及んでいる。この土塁が谷部を通過する所は「石塁」が築かれ、百間石垣・大石垣・小石垣・北石垣・水ノ手石垣などの名称で呼ばれている。最も残存状況が良い百間石垣は、総延長一八〇（一）、基底部幅九（一）、高さ八（一）である。

更に、土塁が巡る南側に城門三か所、北に一か所確認されており、大宰府口城門の発掘調査が行われている。それによると、二回の建替えが確認され、時期的に大宰府政庁跡の建替えと符合するなど新たな知見が出されている。ただ、『筑前国続風土記』には、城門七か所とあり、平成十四年の水害で災害復旧のため発掘調査したところ新たに城門が発見され、風土記を裏づける新資料が追加された。また、城内には七か所におよぶ建物群が確認されている。その総数約七〇棟余の建物は総柱礎石建物と掘立柱建物とがあり、礎石建物は倉庫風な性格を持ち、主城原礎石群を中心に発見されている掘立柱建物は執務的な性格を持つているものと考えられる。

4 豊前国府と郡衙

国衙・郡衙とは

律令国家の地方支配によって、国・郡・里制が施行されたことは前述のとおりである。各国・郡・里を治めるためには官衙施設が必要であり、それらを国衙・郡衙等と呼称している。ここで左記のようにお断りしておきたい。

- ・ 国府（国衙周辺の館や民家がある市街地を総称して言う）
- ・ 国衙（国司等が政務を執行する官衙施設及び官衙地区）
- ・ 国庁（国衙政庁の略で、執務を行う中枢施設）

* 区画された国衙の中には曹司（国務を分掌する官舎）や雑屋・正倉・所・館などが存在した。

以下郡衙も同じ

ただ、郡衙の場合は、『平安遺文』『上野国交替実録帳』によれば「正倉」、「郡庁」、「館」、「厨家」などが知られる。その役割は、正倉は徴収した穀物類を収納する倉庫であり、郡庁は国庁と同じ役割、館は郡司の宿舎や接待用の施設に使用されたものである。厨家は館を利用する人たちの食事や饗宴、郡司たちの食事を賄っていた。

山中敏史は『国衙・郡衙の構造と変遷』の中で、国衙の特徴を次のように記されている。

- ・ 国庁は方二四〇〜三六〇尺ほどの一院を形成し、内部に正殿や庁舎の脇殿等を左右対象のコ字型に配し、正殿・前殿の前に広場を設ける共通性がある。

- ・ 殿舎や区画施設がほぼ同じ位置で建替えられ、同じ建物配置が基本的に踏襲される。

- ・ 建築様式や殿舎配置の変化に共通した傾向が認められる。更に「八世紀後半ないし九世紀における礎石建物と一部瓦葺きの採用、九世紀における前殿の消滅と前庭の拡大、八世紀以来の国庁構造が十世紀代ごろに途絶えること」等をまとめている。九州では肥前国府跡や筑後国府跡等が発掘調査によって比較的明らかになっており、筑後の場合は四回も国衙が移転していることが分かっている。

また、郡衙について山中は「郡衙の出現時期は多少前後する

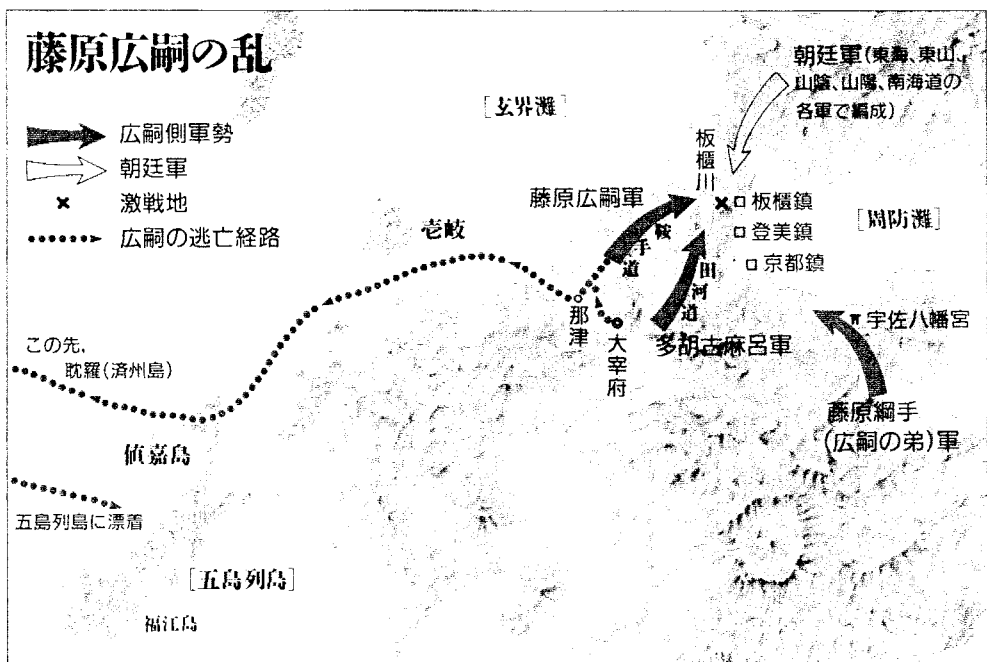


図3-25 藤原広嗣の乱経路 (週刊朝日百科『日本の歴史』54より)

が、七世紀第4四半期ごろに成立する傾向がある」としている。そして、「郡衙」と「郡評」が成立し、八世紀代に入って郡評から郡衙へ移行したとし、規模・構造上の調査事例を示しながら、整備拡充していったと述べている。そして、評・郡段階においても、官衙と寺院とが一体となって人民支配を達成したと解している。このことについては、以前小田富士雄も「一郡一寺」制を説いている。

律令政治に見る美夜古平野は、国郡里制のもと、これまでの国造や県主等の地方豪族が郡司となり、地方政治を担当するようになった。その郡名については前記したとおりであるが、『延喜式』は「京都」(ミヤコ)、『和名類聚抄』では「美夜古」(ミヤコ)と記されている。文字の体裁からは『和名類聚抄』が古いと言われているが、両文書の作成は『延喜式』の方が先に作られている。その郡名に関連して、勝山町上黒田(旧)郵便局前に「郡谷」の小字名が残っており、京都郡の中でも早い時期に郡衙が設置されていた可能性があると考えられている。勝山町周辺には古墳時代後半期の大型古墳が点在し、律令以前の豪族(郡司クラス)の墳墓であったことも考えられ、郡衙存在を十分示唆するものである。

天平十二年(七四〇)の藤原広嗣の乱に豊前国各郡の人たちが関与していることが分かる(下表)。郡衙と直接的に関係するか否かは定かでないが、参考までに記しておく。

藤原広嗣の乱時の豊前国関係人名

郡名	官職	人名
京都郡	大領 従七位上	楯田勢麻呂
仲津郡	擬少領 無位	膳東人
築城郡	擬少領 大初位上	佐伯豊石
上毛郡	擬大領	紀字麻呂
下毛郡	擬少領 無位	勇山伎美麻呂
京都郡	鎮長 従八位上	小長谷常人
企救郡板櫃鎮	小長 無位	凡河内田道

このとき、豊前地方の軍勢は政府側の軍勢に攻略され、京都郡の小長谷常人、企救郡の凡河内田道等は殺害されてしまった。板櫃鎮の大長三田塩籠は逃走したが、豊前国百姓の豊国秋山等に殺されている。一方、京都郡の楯田勢麻呂は兵五〇〇騎(馬力)、仲津郡の膳東人は兵八〇人、下毛郡の勇山伎美麻呂・築城郡の佐伯豊石等は兵七〇人をそれぞれ率いて、政府軍に寝返っていることが記載されている。

豊前国府

京都郡豊津町大字国作・物社に位置する。従来から豊前国府の所在地をめぐって、文献・歴史地理学方面からの諸説が論議されてきた。しかしながら、昭和五十一年豊津町の国作幸木地区において、広域ゴミ焼却場建設に伴って発掘調査が行われ、陶磁器類をはじめとして、硯・瓦・土師器・黒色土器・瓦器・碁石など九世紀から十世紀後半の遺物が多量に検出したことを受け、豊津町国作一帯に豊前国

府推定地が浮上した。

①文献記載の国府

豊前国府が記されている主な文献は、『和名類聚抄』、『豊前志』、『太宰管内志』、『拾芥抄』、『古事類苑』、『豊前遠鏡』、『豊前新大鏡』、『京都郡誌』等、その他多数ある。

『太宰管内志』には、

按ずるに、国府・国分寺同処にある例なれば、後世に、郡堺かはりて、今仲津郡の内とならむか国分寺も今は仲津郡内にあり（略）

と記され、また、『豊前志』には、

草場村に在庁屋敷と称する処あり、是国府の蹟なるべし（略）

等と記されている。後者は『豊前新大鏡』と同じ文面であり、右記文献のほとんどが京都郡ないしは草場あるいは国作に位置付けられていることが分かる。

②国府推定地の発掘調査

豊前国府推定地一帯の文化財の調査は、昭和五十一年、五十三年度の椎田―勝山線道路建設に伴う調査等を皮切りに、昭和五十九年度から県総合パイロット事業に絡む調査が継続された。当初は惣社・国作集落付近を中心にトレンチによる調査を実施したが、断定できるような官衙に関連する遺構は発見できなかった。昭和六十三年以降の調査は、事業に伴って全面発掘調査を行い、惣社地区では七世紀―八世紀の竪穴住居跡六五件、七世紀―十三世紀の掘立柱建物跡一六〇棟、井戸約二〇基

等、国府に想定できうる資料が続々発見された。引き続き政庁地区では、大型の掘立柱建物跡や施設を区画する大溝、築地塀等新たな遺構の検出により、豊前国府及び国庁の存在を確実にした。

調査では政庁地区と称されており、Ⅰ期―Ⅴ期にわたる遺構の変遷を試みられている。最も国庁跡と判断される遺構はⅢ期―Ⅳ期に集中して検出されている。

1 正 殿

正殿跡と想定される所について調査を行っているが、後世の削平が著しく、顕著な遺構は発見されていない。

2 東脇殿

調査区の東辺部でⅢ期・Ⅳ期の二棟分が検出された。

Ⅲ期検出の建物は削平が著しく、柱痕跡が定かでないものもあるが、東西梁行二間（柱間約一尺＋五・三尺）×南北桁行間（柱間約七尺）である。柱穴は円形で削平されているが、残りの良いもので径五〇^{センチ}程度である。

Ⅳ期は東西幅約六・〇^{メートル}、南北幅三〇・二^{メートル}という南北に長い掘立柱建物跡である。柱間間隔は東西梁行三間（柱間約六・五尺）×南北桁行一四間（柱間約七・五尺）である。柱掘方は隅丸方形を呈し、一辺約六〇―八〇^{センチ}である。

3 門

政庁調査区の南側で検出した掘立総柱建物跡である。この建

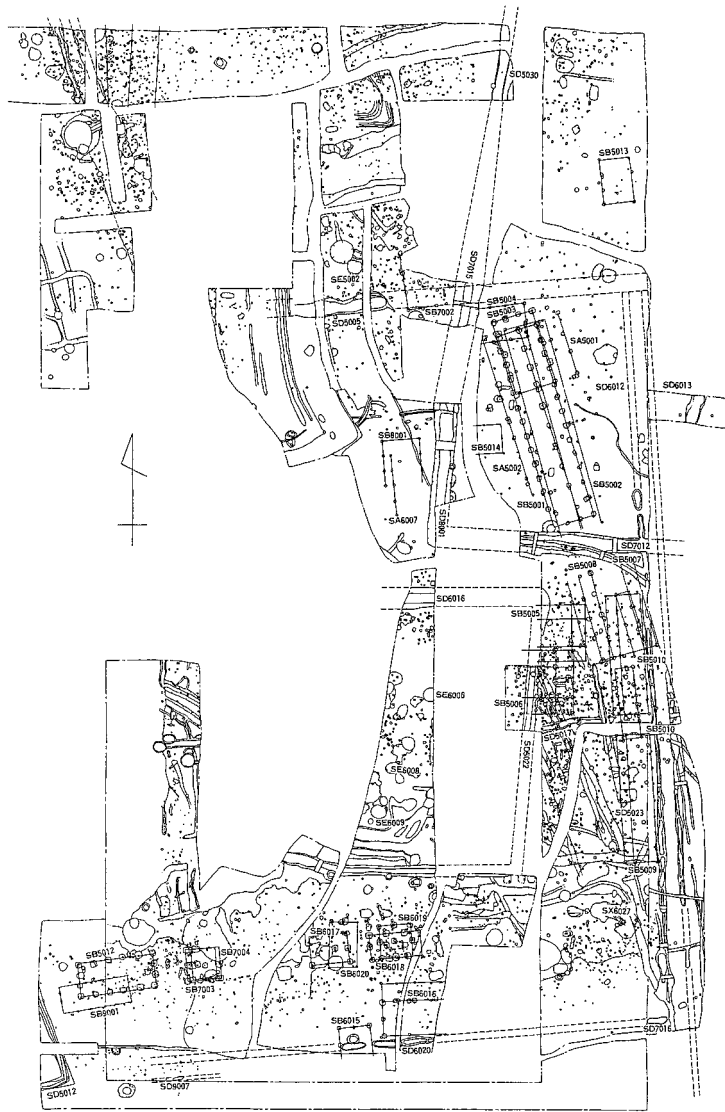


図3-26 推定豊前国庁跡発掘調査遺構配置図

物は東西棟で桁行三間（柱間約七・五尺）×梁行二間（柱間約六・三尺）である。柱間及び他の建物の関係から八脚門の可能性があるとされており、中門跡と想定される。

4 築地塀と溝

政庁東辺部及び南辺部において、政庁域を区画する二条の溝が検出されている。その溝に挟まれた部所には築地塀が存在し

たと推定され、溝は築地塀の雨落溝と考えられている。溝と溝の肩幅は約一・八^尺あり、六尺幅の築地が巡っていたのであるうか。

政庁跡の南北長は、推定南辺築地塀から北辺大溝まで約一〇五^尺、東西幅は、八脚門（中門）の中心線から東辺築地塀までを折り返した長さ七九・二^尺に復元可能である。また南北の中心線はN—約4度—Wの方位をとることが明らかになった。

5 出土遺物

出土遺物には磁器（越州窯・龍泉窯・同安窯青磁碗）、施釉陶器（緑釉・灰釉の坏・皿）、墨書土器、木簡、硯、瓦類等が発見されている。

これまで政庁遺構に限って記したが、このほか、掘立柱建物や溝・竪穴住居・井戸等が多数検出されており、古墳時代終末期から奈良時代初頭にかけて、大規模な集落が営まれていたことが分かっている。そして、律令時代の国府市街地は、南北約六五〇^尺、東西約四九〇^尺と推定されている。豊前国府の建設は、I

期とされる集落の始まり七世紀中ごろから始まって、政庁は十二世紀ごろまで建替えを繰り返しながら存続したが、律令制の衰退と共にその勢力を失い、十三世紀には居館的施設へと移行するのである。

北部九州の郡衙跡

全国における八世紀代の国・郡・郷は、六六国・五五郡・四〇一二郷が存在したと『律書残篇』に記されている。これまでの発掘調査等で発見されている北部九州の郡衙跡は以下のとおりである。

- ・筑後国 御原郡衙①（小郡市小郡遺跡）
- ②（大刀洗町下高橋遺跡）
- 御井郡衙（久留米市ヘボノ木遺跡）
- ・豊前国 上毛郡衙（新吉富村大ノ瀬下大坪遺跡）
- 下毛郡衙（中津市長者屋敷遺跡）
- ・肥前国 神埼郡衙（神埼町馬郡竹原遺跡群）
- ・肥後国 玉名郡衙（玉名市立願寺遺跡）
- 託麻郡衙（熊本市神水遺跡）

上毛郡衙跡の発見

遺跡は築上郡新吉富村大ノ瀬下大坪に位置する。この地より東方は一級河川山国川を隔てて大分県中津市と接し、周防灘に面して開けた標高三〇メートルの低台地上に遺跡はある。遺跡周辺は古くから開けた地域であるが、七・八世紀代の代表する遺跡に垂水廃寺跡が存在する。大宝二年の正倉院文書『豊前国戸籍断簡』に見える「豊前

国上三毛郡塔里」、「同加自久也里」の郡衙跡と推定されている。

発掘調査は平成七年度から開始され、掘立柱建物跡（六七棟）、柵列跡（二六条）、溝跡（五八条）、竪穴住居跡（四〇軒）等が発見されている。報告に従って要約したい。

① 内郭

正殿とする建物は、梁行四間×桁行七間の四面廂付き東西棟の掘立柱建物である。建て替えがされており、間口は同一であ

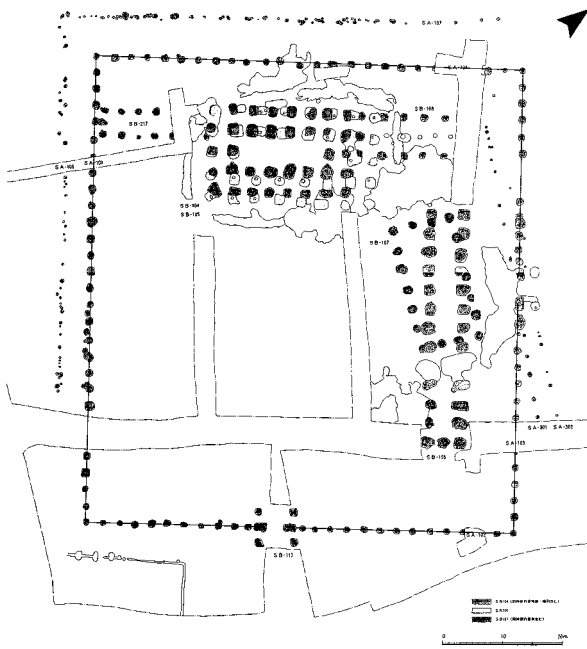


図3-27 大ノ瀬下大坪遺跡・内郭遺構配置図

るが柱間寸法等の規模は大きくなっている。正殿の東前面には梁行二間（柱間寸法約七尺）×桁行一二間（柱間寸法約八尺）の南北棟が検出し、脇殿跡と考えられている。内郭と称する他の部所には建物の存在はなく、正殿前面は広場で、建物はL字形の官衙配置をとる。内郭を区切る施設は柵列であり、その規模は東西五三・四^尺（一七八尺）×南北五八・五^尺（二九五尺）で、南北辺が長い長方形を呈している。また、南側柵列の中央部には四脚門が検出されている。「郡序」と考えられている。

② 外郭

区画の規模は東西一五〇^尺×南北一五〇^尺の方形を呈しており、北辺・東辺は柵列で、西辺・南辺は溝で区画されている。地形的な制約があり、また官道等の関係から視覚効果をねらった建物配置であったと考えられている。内郭外には掘立柱建物跡約二〇棟以上あり、東西棟が多く検出されている。

③ 遺物

主な出土遺物には須恵器・土師器等の杯・皿類をはじめ、緑釉陶器・円面硯・平瓦片等がある。

当遺跡の存続時期を、八世紀第二四半期ごろを上限とし、八世紀末から九世紀初頭ごろを下限とした、約半世紀が考えられている。

四 条里と官道

1 条里遺構

条里制とは

古来中国の「井田制」というのが漢時代以前に存在し、内容は方形の土地を各辺三等分（全部で九等分）して、それから上がってくる税金を計算する法である。漢時代以後は「阡陌制度」で、「阡」は南北方向を、「陌」は東西方向を表すという、いわゆる土地を碁盤の目に割っていく制度である。そして南北朝時代には「均田制」となり、時代の変化に伴って制度も変わっていく。日本の条里は、阡陌制度に最も類似しているという。

日本では大化の改新（六四五）以後、「班田制」が施行され、大宝二年（七〇二）の大宝律令以後「条里制」に変わっていく。

「班田制」には二つの地割法がある。

面積・寸法の約束ごとは、約一〇八^尺を一町とし、方一丁は三六〇〇坪で一〇反に相当することである。

① 長地形地割：一辺六〇歩（一町）の土地を、平行に一〇等分短冊形（六歩×六〇歩＝一段）にして割り付ける法。

② 半折形：六〇歩（一町）四方の一辺を五等分して、更に中央部で横割りにし、全部で一〇等分する法（一二